

明石市版ネット・ポジティブ・インパクト（案）について

1 基本的な考え方

(1) 本市が目指すまちづくり

本市は、SDGsの理念である「持続可能」、「誰一人取り残さない」、「パートナーシップ」に基づき、「SDGs未来安心都市・明石」を掲げ、「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」をキーワードにまちづくりを推進している。

このまちづくりの推進に当たっては、環境・社会・経済の三側面からの統合的な取組による相乗効果を生み出し、暮らしの質と安心、まちの魅力を高めることで、まちの好循環の維持・拡大を図り、持続可能な発展につなげていくこととしている。

なお、このまちづくりの基本理念については、本市の最上位計画である総合計画における基本構想に盛り込む予定としている。

＜環境・社会・経済の三側面の方向性＞

環境面	安心して健康に生活するためには、地域の自然環境はもとより、広く地球環境が基盤となっていることから、安全で快適な暮らしを将来にわたり引き継げる「人にも自然にも地球にもやさしいまち」を目指す。
社会面	SDGsの理念である誰一人取り残さない社会を実現するため、「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」を目指す。
経済面	安心の暮らしの向上を図るため、市民やまちの経済的な基盤が安定的に発展していることが重要であるため、「にぎわいと活力が持続するまち」を目指す。

＜三側面の統合的な取組＞

これらのまちづくりにおける三側面については、一方を進めることにより、一方が悪化することがないように、総合的にバランスよく取り組むこと、さらに、相乗効果を生み出せるように取り組むことで、持続可能なまちづくりを進めます。

(2) 市民意見の反映

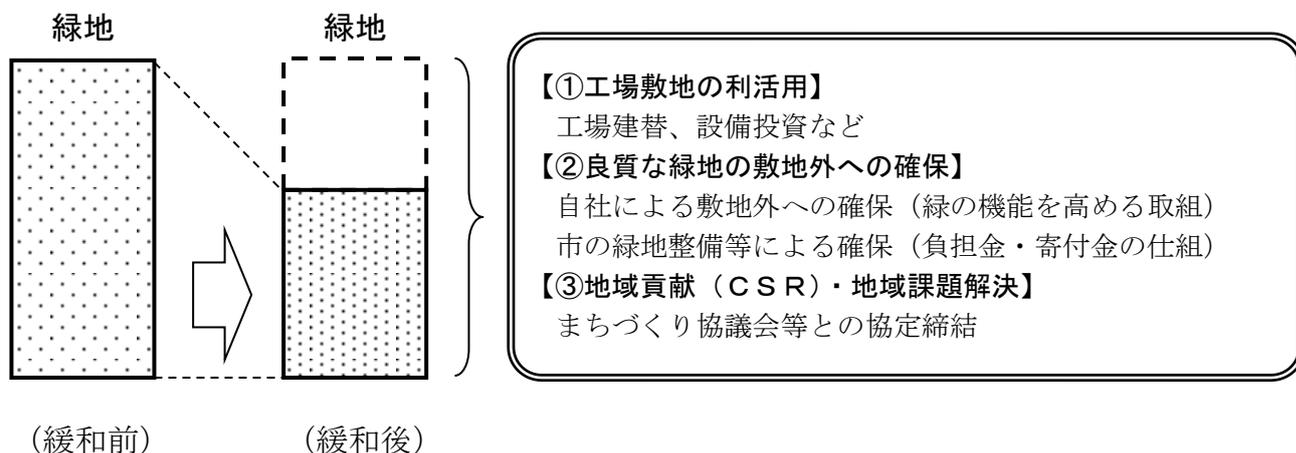
工場緑地は、市民の住環境に密接に関わることから、工場緑地にどのようなことを求めるのか意見募集を行い、およそ 600 件に及ぶ意見をいただいた。

主な意見内容として、景観を良くするために工場緑地の適正な維持管理を求めるもの、環境・衛生の保全のためにCO2排出量の削減や騒音・振動・悪臭・飛砂・風塵の防止を求めるもの、地域との関わりについて期待することとして災害発生時の避難場所や物資の提供を求める意見などが多く寄せられ、これらの貴重な市民意見についても制度設計に反映する。

2 制度概要

緑地面積の減少によってもたらされるマイナス効果を、代替措置（良質な緑地の形成、CO₂排出量の抑制、地域協定の締結など）を講ずることで、緩和する以前よりもさらに高い環境効果を生み出す。

「明石版ネット・ポジティブ・インパクトの全体イメージ図（案）」



3 制度内容

(1) 工場敷地の利活用

工場緑地の緩和によって生じる敷地を工場の建替や設備投資に利活用することで、生産性の向上や労働環境の改善、雇用の維持確保、CO₂の排出削減、地域経済の活性化を図るものとする。

(2) 良質な緑地の敷地外への確保

工場緑地については、都市緑地としての重要性や工場と周辺地域との調和を促進する観点から、緩和によって減少する緑地面積（既存不適格工場については、本来確保すべき緑地面積を含む。）と同等の面積分の緑地を工場の敷地外に確保するものとする。

なお、緑地については、ガイドラインに基づき、緑量や適正な配置を求めるなど緑の機能を高める取組を誘導する。

① 緑の機能を高める取組内容例

ア. 緩衝効果を高める配置

- ・周辺道路や一般市街地との間に緑地を集中的に配置
- ・敷地周辺に高木を配置（視覚的な緑量の増加）
- ・緑地は高・中・低木を適切に配置（多層緑化）し、緑のボリュームを向上
- ・透過性フェンスや生垣による沿道の緑化

イ. ゆとりと潤いを与える配置

- ・建物の出入り口、従業員が利用する食堂から見える中庭などへの緑地の配置
- ・緑地を活用した休憩スペースの配置
- ・壁面や屋上、駐車場等に対する緑化

ウ. 風景の形成

- ・沿道部分に外から見えるような緑地帯を配置
- ・敷地内緑地と地域の緑地軸との一体化
- ・風の道や眺望に配慮した緑地帯の形成

エ. 生態系への配慮

- ・芝、水面、中高木の効果的な配置（ビオトープの設置）
- ・季節ごとの美しさや香りに配慮した花木の選定
- ・こどもたちの環境学習の場としての活用

オ. 適正な維持管理

- ・維持管理計画の策定
- ・従業員も緑地等の日常的な維持管理に関与できる仕組みづくり
- ・維持管理を地域の人々と協働で実施

カ. 地域コミュニティとの関わり

- ・敷地内の庭園や樹林地、広場、グラウンドなどを地域の方に開放
- ・歩道スペースや休憩スペースとして敷地の一部を活用
- ・地域のシンボルツリーの植栽
- ・災害時の避難場所としての提供

また、工場敷地内の緑地についても、同様に、良質な緑地の形成を求め、ガイドラインに基づき、緑量や適正な配置を求めるなど緑の機能を高める取組を誘導する。

② 緑地整備や緑化推進に関する負担金や寄付

自社で緑地を確保できない場合は、市が整備する緑地等に対する負担金や緑化の寄付を求める。

<参考>

・他市において、緑地面積の確保のために金銭的負担を求めている例		
尼崎市	緑化基金又は環境基金への寄付	初年度のみ 137,500 円/m ² ※根拠不明
越前市	市管理の都市公園における芝生の管理費用の負担	毎年 約 351 円/m ² ①芝生造成費 3,240 円/m ² ×設置する敷地外緑地等の面積 2/3÷7 ②維持管理費 42.3 円/m ² ×設置する敷地外緑地等の面積
堺市	里山保全費用の負担	10年分 10,000 円/m ² ①施設整備費 6,000 円 ②10年間の維持管理費 4,000 円

(3) 地域貢献（CSR）・地域課題解決のための協定の締結

① 目的

地域社会と共存する工場の形成をめざして、工場に対して、良質な緑地の確保や地域貢献・地域課題解決に資する取組についての「行動計画書」の提出を求めるとともに、工場と工場が立地する地域団体との間で協定を締結する。

これにより、地域と工場の双方の理解を深めるとともに、工場も地域の一員としてパートナーシップのもと、一体的なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

② 協定の締結者（3社協定）

- ・特定工場
- ・特定工場が立地する小学校区まちづくり協議会（特定工場の敷地境界と隣接するまちづくり協議会も含む。）
- ・明石市

③ 協定の内容

ア. 特定工場及び明石市の責務

イ. 「行動計画書」及び「行動報告書」

- ・特定工場は、生産施設の新設や増改築などを行おうとするときは、工場立地法による届出を行う前に市へ事前協議を行う。
- ・事前協議事項として、特定工場と小学校区まちづくり協議会、明石市が協議のうえ作成した「行動計画書」の提出を求める。
- ・「行動計画書」には、a) 緑地の整備計画、b) 緑地の維持管理計画、c) 地域貢献活動、d) 周辺環境の保全（公害対策等）に関する取組、e) 脱炭素社会の実現に向けた取組、f) その他工場と地域が必要と認める取組事項の6項目について記載する。
- ・特定工場は、毎年度、「行動計画書」に基づいた取組の実施状況について、「行動報告書」を作成し、明石市及び小学校区まちづくり協議会へ提出する。

ウ. 小学校区まちづくり協議会への説明

- ・特定工場は小学校区まちづくり協議会に対して、「行動計画書」に基づく実施状況に関する説明会を開催し、または必要に応じて説明を行うこととする。
- ・説明会や説明の状況については、「行動報告書」に記載する。
- ・特定工場は小学校区まちづくり協議会から適宜、説明を求められた際には、適切に対応するものとする。

エ. 違背時の対応

- ・本協定に定める事項を履行しないとき、又はそのおそれがあると認めるときは、特定工場に対して、明石市は必要な勧告を行う。
- ・明石市は、一連の経過について速やかに公表するものとする。